

社会福祉法人なつめの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 なつめの会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義及び報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、原則として、週平均1日以上、法人の総括的運営業務に直接あたる役員をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- 2 本法人の全理事の報酬総額は、年間2600万円以内とする。
 - 3 本法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている役員のうち常勤役員に対する報酬等は、別表第4の定めによるものとする。なお、当法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている役員のうち非常勤役員に対する報酬等は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、

職員給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、職務執行の都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる所得税、社会保険料等の控除すべき金額を控除して支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用弁償)

第8条 本法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)の実費相当額を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤役員の俸給表)

号	月額	号	月額(円)	号	月額(円)
1	100,000	5	300,000	9	500,000
2	150,000	6	350,000	10	600,000
3	200,000	7	400,000	11	700,000
4	250,000	8	450,000	12	800,000

別表第2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2か月
12月の賞与	報酬月額×2か月

別表第3 (非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

	日額(円)
評議員会への出席	10,000
上記の他、法人及び施設業務のための出席	10,000

(2) 理事

	日額(円)
理事会等会議への出席	10,000
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000

(3) 監事

	日額(円)
監事監査等への出席	10,000
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000

別表第4 (当法人職員給与併給時の報酬等の額と合算上限年額)

(1) 当法人職員給与併給時の報酬等の額

当法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている役員のうち常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1及び別表第2を適用する。

(2) 当法人職員給与併給時の報酬等合算上限年額

当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員のうち常勤役員に対する報酬等の額は、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	報酬等合算上限年額（円）
理事長	20,000,000
理事	12,000,000